



8月1日は「みやぎ男女共同参画の日」

毎年8月1日は「みやぎ男女共同参画の日」です。平成13年8月1日に宮城県男女共同参画推進条例が施行されたことを記念して制定しました。

今回はこの男女共同参画推進条例についてご紹介します。



宮城県男女共同参画推進条例

条例の目的

男女共同参画の推進のために、基本理念を定め、宮城県、県民及び事業者の責務を明らかにするものです。また、県の施策の基本的な事項を定めることによって、男女共同参画社会の形成を推進して、新しい生活文化を創り、真に豊かで活力のある地域社会の実現に貢献することを目的としています。

宮城県男女共同参画基本計画の策定

本条例に基づき、男女共同参画の理念及び推進の必要性を県民の皆様に広く普及啓発し、男女共同参画社会の形成を促進するため、昨年3月、平成29年度からの4年間を計画期間とする第3次基本計画を策定しました。

この計画では、男女共同参画実現のための施策を、「社会全体」「家庭」「学校教育」「職場」「農林水産業・商工自営業」「地域」「東日本大震災からの復興・防災」の7分野に分け、現状や課題を分析し、目指すべき目標を掲げ、具体的な施策を示しています。

条例で掲げる6つの基本理念

- 1 男女の人権の尊重
- 2 固定的な性別役割分担意識からくる制度や慣習等への配慮
- 3 男女の「家庭生活における活動」と「社会生活における活動」の両立
- 4 男女の生涯にわたる「性と生殖に関する健康と権利」の尊重
- 5 男女間のあらゆる暴力的行為の根絶
- 6 国際的な視野での推進

審議会を開催しました

平成30年7月19日(木)、県庁にて、平成30年度第1回目の「宮城県男女共同参画審議会」を開催しました。

今回は、「宮城県における男女共同参画の現状及び施策に関する年次報告(案)」について、委員の皆様には審議いただきました。

年次報告の内容については、本誌10月号でお知らせします。

詳しくは、宮城県HP [とらい・あぐる みやぎ](#) をチェック!

